平成　　年　　月　　日

**同　意　書**

　様

㊞

労働組合の名称及び当該労働組合の代表者の氏名又は過半数代表者（４分の３以上代表者）の氏名

（記名・押印または自署してください。自署の場合、押印は省略可能です。）

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の規定に基づき、以下のことに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | チェックボックス | 同　意　内　容 |
| 申出 | □ | 任意特定適用事業所の申出をすることに同意します。（短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を取得する（70歳以上の短時間労働者については厚生年金保険の70歳以上被用者該当となる）ことに同意します。） |
|  |  |  |
|  | チェックボックス | 同　意　内　容 |
| 取消 | □ | 任意特定適用事業所の取消申出をすることに同意します。（短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を喪失する（70歳以上の短時間労働者については厚生年金保険の70歳以上被用者不該当となる）ことに同意します。） |
| 不該当 | □ | 特定適用事業所不該当の申出をすることに同意します。（短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を喪失する（70歳以上の短時間労働者については厚生年金保険の70歳以上被用者不該当となる）ことに同意します。） |

※上記のうち該当する区分のチェックボックスにチェック（✓）を付してください。

（短時間労働者及び同意の要件等については裏面を確認してください。）

○ 任意特定適用事業所※１となる申出を行う場合には以下の同意を得る必要があります。

ⅰ．同意対象者※２の過半数で組織する労働組合の同意

　ⅰ．に該当する労働組合がないときはⅱ、ⅲのいずれかの同意

ⅱ．同意対象者の過半数を代表する者の同意

ⅲ．同意対象者の２分の１以上の同意

※１「任意特定適用事業所」とは、特定適用事業所以外の適用事業所の事業主が同意対象者の同意を得て申出をし、任意特定適用事業所となった事業所をいいます。「特定適用事業所」とは、事業主が同一である１又は２以上の適用事業所であって、これに使用される通常の労働者及びこれに準ずる者の総数が常時５００人を超えるものの各適用事業所をいいます。

※２ ここでいう「同意対象者」とは、事業主が同一である１又は２以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者※３を指します。

※３ 短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の４分の３未満で次の４要件を全て満たす方を指します。

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
2. 雇用期間が１年以上見込まれること
3. 賃金の月額が8.8万円以上であること
4. 学生でないこと

○ 任意特定適用事業所取消の申出を行う場合には以下の同意対象者※４の同意を得る必要があります。

ⅰ．同意対象者の４分の３以上で組織する労働組合の同意

　ⅰ．に該当する労働組合がないときはⅱ、ⅲのいずれかの同意

ⅱ．同意対象者の４分の３以上を代表する者の同意

ⅲ．同意対象者の４分の３以上の同意

○特定適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時５００人以下となり、特定適用事業所不該当の申出を行う場合には、以下の同意対象者※４の同意を得る必要があります。

ⅰ．同意対象者の４分の３以上で組織する労働組合の同意

　ⅰ．に該当する労働組合がないときはⅱ、ⅲのいずれかの同意

ⅱ．同意対象者の４分の３以上を代表する者の同意

ⅲ．同意対象者の４分の３以上の同意

※４ ここでいう「同意対象者」とは、事業主が同一である１又は２以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を含む）および70歳以上被用者を指します。